

令和3年9月6日

保護者様

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信
長崎市立女の都小学校
校長 松田 伊知郎

感染症に伴いやむを得ず登校できない場合の ご家庭でのオンライン学習等の対応について（お願い）

日頃から新型コロナウイルス感染症拡大防止について、ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、長崎市においては、まん延防止等重点措置が適用されるなど予断を許さない状況が続いており、今後、小・中学校においても出席停止や学級閉鎖等によって、やむを得ず学校に登校できない児童生徒が増加することが懸念されます。

このことを踏まえ、お子様が登校できなくなった場合（感染不安も含む）には、ICT 機器も活用し、担任等とのコミュニケーションや学びの保障を図ってまいりたいと考えています。

つきましては、学校の実態に応じてできる取組から推進してまいりますので、今後、学校からオンライン学習等を実施する旨の連絡がありましたら、次の点に留意いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 学習者用パソコンを持ち帰ってのオンライン学習等の実施

- (1) オンライン学習を行うために、ご家庭の Wi-Fi 環境を使用させていただきます。Wi-Fi 環境の準備が整っていないご家庭に対しては、「モバイルルータ」の貸出しを行います。手続き等の詳細は、学校へお尋ねください。
- (2) 諸事情により家庭でのオンライン学習が困難な場合は、学校へご相談ください。
- (3) オンライン学習を実施するとなっても、その内容は、学校や学年、児童生徒の実態によって異なることをご理解ください。（例えば、1日のうち2時間だけを同時双方向型のオンライン授業で実施する場合や、健康観察や学習指示だけをオンラインで行い、ドリルやプリント学習を主とする場合など、様々です。）

2 ご家庭で学習者用パソコンを扱う際の配慮事項

- (1) 「学校から指示された学習目的以外では使わない」等のルールや、「30分に1回は、遠くを見るなどして目を休める」等の健康面への配慮については、オンライン開始時に学校から配布される「Chrome book 活用ルールブック（暫定版）」を参照の上、各家庭でもご指導をお願いします。
- (2) お子様に対し、オンライン学習に適した学習場所を指定してください。また、小学校低学年児童など、本人だけではパソコンを上手く操作ができない場合は、同様に学校から配布される「家庭へのパソコン持ち帰り時の操作説明資料（簡易版）」などを参照の上、可能な範囲で、ご家族等による操作補助をお願いします。

（担当 教頭 山口 正勝 電話 847-9073）